

「建設工事における前払金・中間前払金の支払限度額引き上げ」 について

契約課から発注する建設工事において、前払金・中間前払金の支払限度額引き上げを行います。

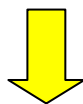
1. 【前払金・中間前払金の支払限度額を 1億円から2億円に引き上げる】

契約課が公表する建設工事において、前金払制度を採用するものにおいては、前金払として請負代金額の10分の4以内、中間前金払として10分の2以内を受注者に支払うことができることとしております。

その限度額について、前金払・中間前金払のどちらも1億円としているものを 2億円に引き上げます。（※詳細は契約課ホームページの「明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領」をご参照ください）

(公告文の表記)

旧	
支払条件	前金払有(当該年度支払い予定額の40%以内 但し、 最高限度額1億円)、中間前金払有(当該年度支払い予定額の20%以内 但し、 最高限度額1億円)



新	
支払条件	前金払有(当該年度支払い予定額の40%以内 但し、 最高限度額2億円)、中間前金払有(当該年度支払い予定額の20%以内 但し、 最高限度額2億円)

2. 【実施時期】

平成26年10月1日以降に公告する案件から適用します。